

## 07.41

## アジア拠点化推進法の規定による手数料等の軽減について（特）

## 1. 軽減の要件と内容

アジア拠点化推進法第4条に規定する認定研究開発計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明又は特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、当該研究開発事業を行う中小企業者であって、職務発明として当該発明又は特許発明を予約承継した使用者等であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（アジア拠点化推進法10条、アジア拠点化推進法施行令2条2項、3条2項）。

## 2. 申請書に添付する証明書と確認する要件

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表1」の右欄に掲げるものである（アジア拠点化推進法施行令2条1項、3条1項、研究開発事業計画の認定等に関する命令13条）。

「表1」

要件	証明書
<p>(1) 研究開発事業を行う中小企業者であること（中小企業者とは、以下のいずれかにあたること）</p> <p>ア. それぞれの業種において、従業員数が「表2」の数以下であること</p> <p>イ. それぞれの業種において、資本金若しくは出資の額が「表3」の額以下であること</p> <p>(2) 特許出願に係る発明が職務発明であること及び職務発明に係る「特許を受ける権利」を発明者である「従業者等」から「使用者等」に承継させることをあらかじめ定めた契約、勤務規則等があること</p>	<p>中小企業者であることを証する書面として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）</li> <li>・従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）又は資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表）</li> <li>・職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則、その他の定め等の写し</li> <li>・職務発明であることを証する書面</li> </ul>

<p>(3) 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明又は発明であること (当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面(注1)</li> <li>・ 認定研究開発事業計画の写し(注2)</li> </ul>
---	--

(注1) 要件(3)の「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明又は発明であること」を確認する他、書面の「証明する者」が、認定研究開発事業計画の「認定を受けた者」であることを確認する。

(注2) 認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日を確認し、申請に係る出願が、要件(3)の「認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願」であることを確認する。

「表2」業種毎の従業員数の基準

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人

「表3」業種毎の資本金の額(若しくは出資の総額)の基準

日本標準産業分類に基づく業種	資本の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	3億円
小売業又はサービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。)	5千万円
卸売業	1億円

(新規平成25・6)